

開発許可申請(一般)添付書類一覧

- 申請書は、下記に記す書類及び図面を添付し2部（正本・副本）提出してください。
- 副本に添付する書類については、複写でも結構です。
- 公的証明書類は申請時以前6か月以内に交付されたものを添付してください。
- 印鑑登録証明書・住民票等は、マイナンバーの記載がないものを添付してください。
- 図面では区域を朱書きとしてください。
- 作成した書類の名称を記載してください。

No	添 付 書 類 等	備 考	29条	43条
1	開発行為許可申請書			
2	委 任 状	代理者の住所・氏名、電話・FAX番号、委任の範囲 等を明記		
3	公共施設管理者との協議書 (32条協議)	新たに公共施設を設置する場合、帰属・管理等の協議行った書類 ※不調の場合協議過程を記した書類 (原本一式を副本に添付し、協議書の写しを正本に添付)		×
4	公共施設管理者の同意書 (32条同意)	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書 (原本一式を副本に添付し、同意書の写しを正本に添付)		×
5	設計説明書	自己居住用住宅は不要		×
6	土地・建物登記事項証明書 (全部事項証明書)	当該開発行為に関係のある区域外の土地も含む		
7	土地・工作物権利者の同意書	所有権・抵当権・借地権等（建築物、擁壁、塀や柵、その他土地に 定着するもの、開発区域外の排水施設設置・利用等含む）		×
8	印鑑証明書	上記7 同意書に押印のもの		×
9	農用地除外証明	農振農用地（青地）の場合		×
10	資金計画書	自己資金で行う場合は、残高証明書を添付 融資を受けて行う場合は、融資証明書を添付 * 1		×
11	申請者の法人登記事項証明書、 業務経歴書、前年度の納税証明書、 暴力団員と関係を有する事業者等でない ことの申告書	個人の場合は、住民票とする 個人の自己居住用・業務用の場合は、業務経歴書は不要 法人は法人税、個人は所得税 * 1		×
12	工事施行者の法人登記事項証明書、 建設機械目録、技術者名簿、 工事経歴書、建設業の許可証明書の写し	工事施行者名を記載 * 1		×
13	設計者の資格に関する書類	開発面積が1ha未満の場合は不要		×
14	申請地現況写真	2方向以上（区域を朱書、現況図に撮影方向明示）		
15	開発区域位置図	都市計画図に申請地を朱書き 方位・縮尺を記載（都市計画図の方位に注意）		
16	開発区域区域図（案内図）	住宅地図の写し等に朱書き（1/2500以上） 方位・縮尺を記載		
17	公図	法務局公図（証明書） 区域を朱書き、隣接地の地目を記入		
18	求 積 図	(1) 境界標の種類を記載 (2) 面積計算表を記載		

No	添 付 書 類 等	備 考	29条	43条
19	現 況 図	(1) 開発区域の境界 (2) 開発区域の表土の状態 (3) 地盤の高さ（隣地周辺の擁壁等も記載） (4) 既存建築物・工作物の位置・用途（隣地周辺の擁壁等も記載） (5) 写真の撮影方向明示		
20	土地利用計画図	(1) 開発区域の境界 (2) 道水路の位置（道路は幅員・建築基準法の道路種別も記載） (3) 予定建築物・工作物の位置・用途（隣地周辺の擁壁等も記載） (4) 公園等は緑色に着色 (5) 盛土・切土がない場合はその旨		
21	排水施設計画平面図 給水施設計画平面図	(1) 給水・排水（雨水・污水）施設の位置・種別・管径・水の流れ方向 (2) 排水施設は雨水・污水系統別に着色 (3) 放流先の名称記入 ※ 自己居住用住宅は、給水施設計画平面図は不要		
22	造成計画平面図	(1) 造成の計画高さを記載（隣地周辺地盤の高さも記載） (2) 現況高さを記載 (3) 盛土がある場合は、「盛土は厚さ30cm以下ごとに敷均し、締固めを行う」と記載 (4) 造成により30度以下の法面ができた場合（崖ではない場合）、「法面勾配30度以下」と記載 (5) 切土は黄色、盛土は茶色に着色		×
23	造成計画断面図	※ 崖・盛土・切土等がなければ不要		×
24	道路横断面図	新設道路を入れる場合		×
25	道路・排水施設・計画縦断面図	測定距離は20m		×
26	構 造 図	(1) 污水最終枳及び放流先への接続図 (2) トレンチ・雨水浸透枳等（雨水計算を要する場合） (3) 擁壁（種類、寸法、使用材料、配筋サイズ、ピッチ等明示）		
27	計 算 書	(1) 擁壁構造（義務擁壁の場合） (2) 雨水流出抑制施設台帳（500㎡以上の場合） (3) 污水（帰属を受けない場合等）		
28	放流許可書・占用許可書等	水路放流・占用等が必要になる場合		
29	宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート			×
30	その他市長が必要と認める書類	(1) 「宅地建物取引業者免許証」の写し（非自己用の分譲の場合） (2) 法第34条第1号・第9号該当の場合は、業務内容を確認できる書類（事業計画書、取引証明書、資格証明書、業務経歴書、チェーン加盟契約書 等） ※ 申請内容により、上記以外の書類が必要になる場合あり		

* 1 については自己居住用住宅又は1ha未満の自己業務用の開発行為は不要。
（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するものを除く）

申請書の様式は、東松山市のホームページからダウンロードすることができます。